

## 連携協力に関する協定書

東海4県の測量設計業協会と学校法人電波学園 東海工業専門学校金山校は、測量・土木設計分野の発展等のため連携協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東海4県の測量設計業協会（以下「東海4県測協」という。）と学校法人電波学園 東海工業専門学校金山校（以下「東工専」という。）が、測量・土木設計業務に係る分野で連携協定することで、相互の発展と同分野の人材確保、人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協定事項)

第2条 東海4県測協と東工専が連携する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育訓練・研修等への東海4県測協からの訓練生の受け入れ
- (2) 東工専で実施する教育活動への講師派遣
- (3) 東工専で実施する学校祭等の付帯教育への東海4県測協の協力
- (4) インターンシップの受け入れ
- (5) 測量・土木設計業務に係る分野の入職促進・人材育成活動協力
- (6) 測量・土木設計業務に係る情報の交換及び交流
- (7) その他、東海4県測協と東工専の協議に基づき実施する事項

(協議)

第3条 この協定書に定めるほか、連携に関する細目については東海4県測協と東工専の協議のうえ別に覚書事項として定める。

2 円滑な進展を図るために、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

(情報保護)

第4条 東海4県測協と東工専は、この協定に基づく連携・協力にあたり知り得た情報等について、事前に相互の同意を得た情報等以外を第三者に対して、開示又は漏洩してはならない。

(協定の有効期限)

第5条 この協定書の有効期限は、連携協定締結日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の3か月前までに東海4県測協、東工専のいずれからも改訂の申し入れがない時は、更に、もう1年継続するものとし、その後の取り扱いもまた同様とする。

(適用)

第6条 本協定は、締結日から適用する。

(雑則)

第7条 この協定書に定めのない事項、または、この協定書の運用に関し疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

この協定の提携を証するため、協定書を5通作成し、双方署名捺印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成30年12月3日

名古屋市中区丸の内三丁目19番30号  
愛知県住宅供給公社ビル3階  
一般社団法人 愛知県測量設計業協会

会長 今村 鐘年 ㊟

静岡市葵区伝馬町9番地の7  
塚本ビル2階  
一般社団法人 静岡県測量設計業協会

会長 藤山 義修 ㊟

岐阜市六条南2丁目11番1号  
岐阜産業会館4階  
一般社団法人 岐阜県測量設計業協会

会長 浅野 芳宏 ㊟

津市栗真中山町字小八丁子158番地の1  
一般社団法人 三重県測量設計業協会

会長 井上 雅博 ㊟

名古屋市中区金山2丁目7番19号  
学校法人 電波学園  
東海工業専門学校金山校

校長 野村 種明 ㊟